

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第15号

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則

新潟市職員任用規則（平成19年新潟市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第1号中「(若手職員を対象に年齢を限定して行うものに限る。)」を「(選考による昇任を希望した者に限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。